

コンサルティング・エンジニア

昭和 32 年 5 月 20 日、わが国に技術士法が施行され、コンサルティング・エンジニアの資格が法律的に定められてからすでに 5 年を経過し、コンサルティング・エンジニアは、各関係者の努力により次第に基盤を固めつつある。しかし、わが国におけるコンサルティング・エンジニアの歴史は諸外国に比しきわめて浅く、一般には十分に認識されていないと考えられる。わが国においては従来技術軽視の傾向があり、高価な技術料を払うことが、物品を購入するのと同等に考えにくい状態であるから、コンサルティング・エンジニアの健全な発達にはなおとうな時日を要するであろう。

コンサルティング・エンジニアあるいは単にコンサルタントとは、わが国において技術士と訳されている職業名であって、その定義は、技術士法第 2 条に述べられてある。すなわち、

技術士法第 2 条 この法律において「技術士」とは

第 14 条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術(人文科学のみにかかるものを除く)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行なうことが制限されている業務を除く)を行なう者をいう。

わが国においてはコンサルティング・エンジニアの資格を法律で定めているが、コンサルティング・エンジニアの発達した歐米諸外国においては必ずしも法的に保護されているとは限らない。

米国における技術者は各州において定められた試験に合格し登録技術者とならなければ、官庁や公共の仕事に従事できない。この登録技術者制度は 1907 年であるが、19 世紀後半より始められた民間土木事業に対する人命尊重、安全福祉のため技術者の資格を規定したものである。コンサルティング・エンジニアは、登録技術者であれば誰でも営業できるものであるが、実際には補助技術者、上級技術者として十分な経験を積んだ上、初めて協会に入会することができ、高い地位のコンサルティング・エンジニアが生れるわけである。アメリカにおける登録技術者は建設関係で約 10 万人であるが、アメリカ土木技術者協会に加入している 47 000 人の職種別区分は大体次の通りである。

		コンサルティング・エンジニアは、その設計なり工事なりに対し責任を有し、万一事故が発生した場合には、損害賠償の責をとらなければならぬ。このため、技術者を保護するため損害保険があり、登録技術者は平常からこの保険に加入している。
官 公 吏	30~35%	
教 育 関 係 者	5~10%	
産 業 関 係 者	10%	
建 設 業 者	5~10%	
コンサルタント	10~20% (内オーナー約 4%)	

イギリスにおけるコンサルティング・エンジニアの歴史も建設関係に始まっている。ロンドン市が発電所、ドック、水道、鉄道などの土木事業を行なうためにコンサルティング・エンジニアが必要となり、これに関連して建築、機械、電気などのコンサルティング・エンジニアが生れた。コンサルタント協会の設立は 1907 年で、最も古い歴史を有するものといわれており、国内のみならず、国外の仕事にも大いに活躍している。

イギリスにおけるコンサルティング・エンジニアは職業的独立は認められておらず、法律的にも保護奨励されているもので

はない。しかし、ほとんどの官公庁の事業は、コンサルタント協会の技術的審査、助言、設計、監督などの助力を得ておるから、実質的には独占的結果となっている。それだけにコンサルティング・エンジニアの社会的責任は大きく、コンサルタント協会の職務規定は厳格な倫理を規定している。

フランス、ドイツ、オランダ、イスラエル等の各国においては、コンサルティング・エンジニアに対する法律的规定も保護もなされていない。しかしコンサルティング・エンジニアは実力でその市場を開拓し、多くの実績を残している。

イタリアにおいては技術者は各ファームの責任において実地経験を有する大学卒業者の資格選定を行ない、これを国家に登録することになっている模様である。

欧米各国においてコンサルティング・エンジニアが、国家的に資格を定められていると否とにかかわらず、その成果を發揮している理由は、長い歴史を通じて自然発生的に発達したものであるとともに、民主的な社会環境を基盤として、技術に対する高い評価の上に成り立っているからである。

わが国におけるコンサルティング・エンジニアは戦前においても顧問あるいは嘱託という名称で一部に存在したが、その多くは特定企業体の一員として参加したものであって今日の形態とは非常にかけ離れている。わが国における社会機構として終身雇用制度が一般的であるため、技術は特定企業体の独占となり、技術者の独立、すなわち職業としてのコンサルティング・エンジニアは存在しない状態にあったといえる。しかるに戦後急速にコンサルティング・エンジニアが発達した理由は明らかに終戦直後の社会的変動と諸外国の影響による。軍関係ならびに海外において活躍した技術者が、多量にその組織から離れ、豊富な技術的経験を生かして、独立した立場で国家再建に活躍し始めた。一方急速な復興と設備投資によって、一時に多量の優秀な技術者を必要とするに至り、各企業体はその保有する技術者では消化できない状態となり、隨時に利用できるコンサルティング・エンジニアの必要性が痛感され、コンサルティング・エンジニア発達の社会的背景が生じたといえる。

技術士法施行以来、資格試験に合格した技術士数は第 4 回までに約 4 200 名に達している。このうち建設関係の合格者は次表のごとく、全合格者の約 40% を占めており、建設部門におけるコンサルティング・エンジニアの存在価値を物語っている。

項 目	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	合 計
建 設	430	583	339	214	1 566
水 道	55	114	51	25	245
合 計	485	697	390	239	1 811

事業活動としては、技術士法の定めるところにより、日本技術士会が設立され、会員総数は約 550 名に達し、建設部門では約 200 名が活躍している。個人営業を行なっている技術士の実態は把握できないが、コンサルティング・エンジニアとして活動しているファームは建設関係で約 50 社を数え、従業員 100 名以上のもの 6 社、50 名以上のもの 8 社となっている。地域的には、公共企業体の集中する東京が圧倒的に多く、そのほかは札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡の各都市に 2~3 社営業している状態である。しかし、コンサルティング・エンジニアが委託されている事業は国内全域はもちろん、海外においても目覚しい活躍を続けており、東南アジアを中心とし中近東から、遠く南米にまで足跡を伸ばして今後の発展が期待されている。

【建設技術研究所 片山・記】